平成２１年（フ）第２９２９号
北海道恵庭市恵み野西１丁目26番９
債務者　近藤　幸仁
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９３０号
北海道恵庭市恵み野西１丁目26番９
債務者　近藤　智子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３８１号
札幌市東区北38条東10丁目２番15号
債務者　渡邉　泰代
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４８４号
札幌市厚別区厚別西４条１丁目８番２―305号
債務者　伊藤　芳隆
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５２５号
札幌市中央区宮の森４条４丁目１番32号　サンハイム宮の森201号、申立時の住所札幌市中央区南12条西８丁目３番38号
債務者　本間　美佐
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５９６号
札幌市白石区東米里2194番地
債務者　宮　真由美（旧姓川瀬）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６４９号
札幌市豊平区西岡４条１丁目12番17号
債務者　田中美智代
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６６６号
北海道千歳市北栄２丁目20番４号
債務者　板橋　靖子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６７８号
札幌市東区北35条東９丁目２番８号　コーポ金沢203
債務者　田村　　武
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６８０号
札幌市東区北15条東18丁目４番23号　北星ハイツＡ―207号
債務者　大清水ゆかり
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７２９号
北海道恵庭市恵み野西１丁目５番１　エメラルドグリーンビルＶ201号
債務者　澤　　哲子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７７７号
札幌市厚別区厚別中央１条４丁目３番８―202号
債務者　高島　光雄
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８３１号
札幌市中央区旭ケ丘１丁目３番30号　コーポそれいゆ
債務者　名畑　憲尚
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８３２号
札幌市中央区旭ケ丘１丁目３番30号　コーポそれいゆ
債務者　江川由杏子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８７０号
札幌市豊平区平岸１条16丁目８番16号　アルコンハイツ402号
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７３５号
盛岡市高松４丁目12番７号
債務者　小松　忠彦
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７８０号
岩手県紫波郡紫波町南伝法寺字高木264番地
債務者　半澤　志寿
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部